○財務省告示第九十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成三十年度における輸入基準数量及び同年度における協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成三十年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	○トン
二	二六トン
三	二九トン
四	六一、九五四トン
五	一、六七二トン
六	一〇四トン
七	一二トン
八	一四トン
九	五九、八七六トン
一〇	一三、〇六一トン
一一	一五、六七〇トン
一二	七五、一六一トン
一三	六、二〇六、九九八トン
一四	一、二七二、九六八トン
一四の二	九一六、三一四トン
一五	九二三トン
一六	八、五〇三トン
一七	一七一、八〇五トン
一八	二一、六一〇トン
一九	一、六〇四トン
二〇	六四五トン
二一	三九、三九五トン
二二	四四八トン
二三	八、八八二トン
二四	九〇トン
二五	○トン
二六	六、六一一トン
二七	二二、〇九三トン
二八	八・五トン
二九	五一五トン

二　関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成三十年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一三	六、〇三九、九八五トン
一四	六二五、一〇一トン

○財務省告示第九十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成三十年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量は、平成三十年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　八万五百二十五トン

ロ　平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十六万五千六百四十七トン

ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十四万四千九百六十八トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十万四千四百二十七トン

ロ　平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十一万千三百五十トン

ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十八万六千二百九十一トン

2　関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成三十年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　四万三千二百五トン

ロ　平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　九万千八トン

ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十三万三千八百三十七トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十九年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　四万四千二百五十四トン

ロ　平成二十九年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　八万九千三百十五トン

ハ　平成二十九年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十一万八千三百三十トン

○財務省告示第九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十九年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成三十年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十九年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十三万四千二百四十八トン

ロ　平成二十九年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十六万千三百五十一トン

ハ　平成二十九年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　七十万七十三トン

二　平成三十年度における輸入基準数量　八十五万四千六百三十七トン